議事日程第４号

令和８年９月９日（水）

第１　議案上程（議案第８４号から第９５号まで）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第２　予算特別委員会設置、付託

第３　決算特別委員会設置、付託

第４　議案上程（議案第９６号）

提案理由の説明（市長）、質疑

第５　予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６人）

１番　夏　井　博　子	２番　船　木　一　人	３番　小　野　　肇
４番　吉　田　洋　平	５番　進　藤　優　子	６番　佐々木　克　広
７番　蓬　田　　司	８番　安　田　健次郎	９番　佐　藤　　誠
１０番　畠　山　富　勝	１１番　猿　田　　真	１２番　鈴　木　元　章
１３番　太　田　　穣	１４番　古　仲　清　尚	１５番　船　木　正　博
１６番　三　浦　利　通		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事　務　局　長	原　田　　徹
副　事　務　局　長	濱　野　美紀子
局　長　補　佐	三　浦　洋　平
主　席　主　査	中　川　祐　司

地方自治法第１２１条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	杉本一也	市民福祉部長	畠山隆之
観光文化スポーツ部長	三浦大成	産業建設部長	鈴木健
企業局長	湊智志	企画政策課長	夏井大助
総務課長	平塚敦子	危機管理課長	佐藤誠
財政課長	沼田弘史	福祉課長	北嶋三世
生活環境課長	高桑淳	観光課長	村井千鶴子
農林水産課長	竹内弘和	病院事務局長	天野秀一
教育総務課長	湊留美子	こども未来課長	伊藤昌人
選管事務局長	（総務課長併任）	農委事務局長	濱野勇幸
企業局管理課長	（企業局長併任）	ガス上下水道課長	斉藤清彦

午前１０時００分　開　　議

○議長（三浦利通）　皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通）　本日の議事は、議事日程第４号をもって進めます。

日程第１　議案第８４号から第９５号までを一括上程

○議長（三浦利通）　日程第１、議案第８４号から第９５までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、杉本総務企画部長の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長　杉本一也　登壇】

○総務企画部長（杉本一也）　それでは、議案第８９号から第９１号までの３件について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の７ページをお願いします。

まず、議案第８９号男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

国の地方分権改革の提案を受け、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の告示における代表者等の住所記載を廃止することに伴い、認可地縁団体台帳の根拠規定に整理・変更が生じたことから、関係条文を整理するものであります。

次のページをお願いします。

改正後と改正前の対照表であります。

下線の引かれた部分が改正箇所で、第１１条は、代理人による申請等を規定するものでありますが、引用条項を「第１９条第１項第１号ト」から「第１８条の３第１項第７号」に改めるものであります。

なお、今回の改正は、本市条例の実質的内容に変わりをもたらすものではありません。

施行期日は令和８年１０月１日であります。

次に、９ページをお願いします。

議案第９０号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由は、人口減少や高齢化のほか、防火素材の普及、道路網の整備等、消防団を取り巻く社会環境の変化や、資機材の更新や訓練の充実等による消防・防災体制の高度化を踏まえ、消防団員の定員の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正内容は、８２０人としていた定員を６８５人に改めるもので、施行期日は公布の日であります。

次に、１１ページをお願いします。

議案第９１号男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、関係する三つの条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

第１条は、男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正であります。

地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理するもので、「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に、それぞれ改めるほか、地方自治法施行令の改正に伴い、「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改めるものであります。

次のページをお願いします。

第２条及び第３条は、男鹿市水道事業等の設置等に関する条例及び男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

いずれも地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理するもので、「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものであります。

なお、今回の改正は、先ほどの議案第８９号同様、本市条例の実質的内容に変わりをもたらすものではありません。

次のページをお願いします。

施行期日は公布の日であります。

説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通）　次に、畠山市民福祉部長の説明を求めます。畠山市民福祉部長

【市民福祉部長　畠山隆之　登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之）　私からは、市民福祉部関係の議案件について御説明いたします。

議案書の１５ページをお願いいたします。

議案第９２号男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カード等を利用して行う印鑑登録証明書の申請について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用を可能とするほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表で示した下線を引いた部分を改めるもので、第６条の改正は、印鑑登録システムの標準化に伴い、表記を改めるものです。

第１０条第２項及び次のページの第１０条の２の改正は、外国人の方の印鑑登録証明書の交付申請に当たり、窓口または多機能端末機で取得する際に、従来のマイナンバーカード等に加え、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用を可能とするものです。

また、電気通信事業法の改正に伴い、条文に引用している条項を整理するものです。

施行期日は公布の日からです。

議案第９２号の説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　次に、湊教育総務課長の説明を求めます。湊教育総務課長

【教育総務課長　湊留美子　登壇】

○教育総務課長（湊留美子）　私からは教育委員会関係の議案件について御説明申し上げます。

議案書の１８ページをお開き願います。

議案第９３号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でありますが、来年の４月に北浦保育園を船川こども園へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

第２条関係の別表第１では、本市が設置する保育園等の名称及び位置を定めており、改正前の太枠内の男鹿市立北浦保育園の項を削るものであります。

施行期日は令和９年４月１日からであります。

教育委員会からの説明は以上となりますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。９番佐藤誠議員

○９番（佐藤誠議員）　おはようございます。

私からは議案第９０号についてお伺いします。

消防団員の人数を減らすという議案なんですけど、この根拠となる、なぜこの人数なのかということは、これは細かいので計算式とかあるかもしれませんが、そこまではいいんですが、今まで消防団員というと、なかなか人数が集まらなくて足らないということを我々思ってきてたんですけど、まずこれだけ減らして大丈夫なのかということが一つ。その前に、今現在、消防団員は何人いるのかということもお伺いしたいと思います。そして、もし今現在の人数が多くて、新しく規定する人数のほうが足らなくて、そうすると、何人か辞めてもらう人が出てくるのか、そういうことはないのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（三浦利通）　杉本総務企画部長

【総務企画部長　杉本一也　登壇】

○総務企画部長（杉本一也）　お答えいたします。

まず、この人数でありますけれども、一つ一つの部・班の人数を定めまして、それ

を積み上げていった結果が６８５人という形となったものであり、今回この６８５人に変更させていただきたいというふうに考えております。

で、現在の消防団員数ですけども、６月１日現在で６８１人となっております。ですので、今回の改正によって定員をオーバーすることは、まずないというふうな現状であります。

○議長（三浦利通）　再質疑ございませんか。佐藤議員

○９番（佐藤誠議員）　まず、今現在の消防団員が確保されるということは分かりました。

あと、機能別の消防団員なんかも、この人数の中に入ってくるのでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（三浦利通）　杉本総務企画部長

【総務企画部長　杉本一也　登壇】

○総務企画部長（杉本一也）　お答えいたします。

機能別消防団員も、この６８５人の人数の中に含まれます。

○議長（三浦利通）　さらに質疑ございませんか。

○９番（佐藤誠議員）　分かりました。終わります。

○議長（三浦利通）　９番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第８９号から第９３号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第２　予算特別委員会設置、付託

○議長（三浦利通）　日程第２、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第６条の規定に基づき、議員１６人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第６条の規定に基づき、議員１６人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第９４号及び第９５号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、議案第９４号及び第９５号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第３　決算特別委員会設置、付託

○議長（三浦利通）　日程第３、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第８４号から第８８号までについては、委員会条例第６条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員１５人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、議案第８４号から第８８号までについては、議会選出監査委員を除く議員１５人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、９月１１日、午前１０時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第４　議案第９６号を上程

○議長（三浦利通）　日程第４、議案第９６号令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長　菅原広二　登壇】

○市長（菅原広二）　ただいま議題となりました補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、環境省が令和８年８月２５日に「クマ撃退スプレーの性能に係る推奨要件」を公表したことを受け、捕獲関係者や市民の安全対策に万全を期すため、推奨要件に適合するクマ撃退スプレーを速やかに調達するための経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ４４万円を追加し、補正後の予算総額を１７５億２，１５４万円とするものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第５　予算特別委員会付託

○議長（三浦利通）　日程第５、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第９６号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、議案第９６号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

休会の件

○議長（三浦利通）　以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日１０日から２５日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通）　御異議なしと認めます。よって、明日１０日から２５日までは議事の都合により休会とし、９月２８日、午後２時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前１０時１８分　散　　会

議　案　付　託　一　覧　表

総 務 委 員 会

議案第８９号　男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第９０号　男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第９１号　男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

議案第９２号　男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第９３号　男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

議案第９４号　令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第３号）について

議案第９５号　令和８年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第９６号　令和８年度男鹿市一般会計補正予算（第４号）について

決算特別委員会

議案第８４号　令和７年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第８５号　令和７年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８６号　令和７年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８７号　令和７年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第８８号　令和７年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について